平成２７年（フ）第１５２０号
埼玉県蓮田市大字閏戸4071番地50
債務者　杉井　　舞
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５３６号
埼玉県吉川市保１丁目38番地12　ハイツおがわ101号
債務者　関根　淳一
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６０５号
埼玉県越谷市北越谷３丁目８―24　越谷寮、住民票上の住所埼玉県越谷市千間台西２丁目６番地６
債務者　宮原　忠志
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６１２号
埼玉県三郷市彦成４丁目５番６―103号
債務者　宮城島　喬
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
埼玉県深谷市新井353番地２
債務者　正田　敏幸
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１６１号
新潟県長岡市関原町１丁目5338番地
債務者　高橋　　薫
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第４号
山口県宇部市北小羽山町１丁目３番２―403号小羽山県営住宅
債務者　大日田隆司
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第５号
山口県山陽小野田市中川４丁目８番５―102号（県営住宅５棟102号）
債務者　天野美津子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２１０３号
札幌市南区真駒内柏丘10丁目12番２―503号
債務者　清河　優磨
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１７３号
北海道北広島市希望ヶ丘２丁目２番地１303号
債務者　野田頭正男
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１７４号
札幌市西区八軒９条西１丁目４番22号　スペースクィーン106号
債務者　船木　　学
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１９１号
北海道石狩市花川南８条１丁目65番地　ＭＲハウス201号
債務者　井上　新一
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８号
札幌市豊平区美園４条６丁目２番12号　ペアシティ美園101号
債務者　松田　利実
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３号
札幌市東区北30条東６丁目３番23号　ライラックｅ30―212号
債務者　木村　敏文
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６号
北海道恵庭市恵み野南２丁目５番５
債務者　五十嵐裕樹
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４号
札幌市豊平区月寒東５条９丁目４番30号
債務者　大谷　雅彦
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６３号
札幌市西区八軒６条西９丁目１番38―406号
債務者　三浦　孝裕
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０３号
相模原市緑区二本松２丁目３番６―103号、申立時の住所相模原市緑区大島2662番地11
債務者　芦田　貞雄
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部